

## 角田市公の施設に係る指定管理者候補選定委員会設置要綱

平成 23 年 7 月 22 日 角田市告示第 90 号

### (設置)

第 1 条 角田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年角田市条例第 14 号)に規定する公の施設の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補の選定を公平かつ適正に実施するため、角田市公の施設に係る指定管理者候補選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補の審査及び選定(以下「選定等」という。)に関すること。
- (2) 指定管理者の指定の取消しに関すること。
- (3) 指定管理者の管理の実施状況の評価に関すること。
- (4) その他指定管理者の選定等に関し委員長が必要と認める事項

### (組織)

第 3 条 選定委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名及び委員 6 名以内をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 選定委員会の会議において必要と認めるときは、専門的事項に関し、関係者又は有識者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

5 選定委員会の会議は、公開しないものとする。

(会議の議事の報告)

第6条 委員長は、会議終了後、速やかに、議事について市長又は教育委員会に報告するものとする。

(審査結果の公表)

第7条 選定委員会における審査等の経過及び結果は、公表する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年7月22日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後、最初の委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。